

●東洋大学社会福祉学会 第8回大会／

【出版記念シンポジウム】

『社会福祉の理論と運営』

シンポジスト：

第1報告 野口友紀子（長野大学）／第2報告 西田恵子（常磐大学）／第3報告 笹尾雅美（東京学芸大学）
コメンテーター：古川孝順（西九州大学副学長・東洋大学名誉教授）
司会：秋元美世（東洋大学社会学部）

秋元：まず、今回のシンポジウムの趣旨説明をさせていただきますと思います。いま、こちらのプロジェクターに、この春出版された『社会福祉の理論と運営』という本の表紙が映し出されていますが、この本の編者として「社会福祉理論研究会」という名前が出ています。この研究会は、古川孝順先生のもとで、東洋大学の社会福祉の院生が集まり長年継続して活動してきている研究会です。古川先生が退職され、今現在は、金子先生が引き継がれています。そしてこの本は、そういう中で一緒にやってきた院生だった人たち——今はもうかなりの人たちが大学教員等のそれぞれの職に就いています——が、中心になってつくった本です。

この学内学会の一つの趣旨として、大学院で学んできた人が、一人前の研究者としてどんどん巣立ってほしい。巣立った後で大学に戻り、自分たちが得たものを還元して欲しい、あるいは後輩にそういうものを伝えて行って欲しい、そういった思いみたいのがあります。つまり、そういった東洋大学における社会福祉学の研究のサイクルのようなものができるといいし、この学内学会がそうした役割の一端を担えればいいなと思っているわけです。

そういうことを考えていたときに、大学院で学んだ人たちが中心となって、こういうかたちで一つの本としてまとめられたのは、とても意義のあることだと考え、是非、大会で取り上げさせていただこうということになったのです。

卒業して、これで終わりということではなくて、こういう場を用意しますので、例えば自分は、今度はこういう本を出したんで、少しこの場を使って紹介したいでもいいです。そういうかたちでの学内学会の発展の仕方ということを考えていくと

きの出発点になればいいなというのが、今回こういうふうにかかせていただいた趣旨です。

今日は、3部構成となっているこの本の構成を踏まえて、それぞれの各部からお一人ずつ登壇していただいて、報告していただくということを考えました。まず最初に野口さんに第1部から報告していただきまして、第2部からは、西田さんに報告していただきます。そして、第3部から笹尾さんに報告していただくこととなります。

なお、この本につきましては、本日、出版の音頭を取っていただきました筒井書房さんに来ていただいています。もし関心があれば、多少は安くなるということですので、後ろのほうにありますので、ちょっと手に取ってみていただければと思います。

では、前置きはこれぐらいにしまして、まずは3人の方から20分ぐらいずつ報告していただきまして、それで1時間。その間、いま、白い紙が配られていると思いますけれども、10分間、3人の方から報告をいただいた後、休憩をとります。その時に紙を集め、質問等、あるいはご意見、何でもかまいませんから、それら出していただいたものも見させていただきながら、午後のシンポジウムに入っていきたいと思います。そういう意味で、ぜひ質問事項、あるいはご意見、何でもかまいませんので、何か書いて出していただければと思います。熊田先生が、回って集められるということです。よろしく願いいたします。

では、野口さん、よろしくお願い致します。

野口：野口友紀子です。本日は、よろしくお願い致します。このような場に呼んでいただきまして、本当にありがたく思っております。

この本を書いた人の中には、もっと先輩もいらっしゃいますので、本来は、私よりももっとふさわしい人が、報告すべきなのかと思いましたが、せっかくお声を掛けていただきましたので、それに応えたいと思いました。十分考えてきたつもりではございますけれども、不十分な点は、ぜひご指摘をしてください。

資料は、要旨集の12ページです。報告では、別に配布されておりますホチキス留めのものを使いながら報告をさせていただきます。

「社会福祉とは何か」というのが、この出版された本の副題にもなっておりますけれども、この問いは、これまでの研究者が長く考えてきたこととございます。この問いに正面から取り組んでこられた古川先生の理論を取り上げて、検討したいと思っております。

今日は、古川先生の理論が従来の議論と違う点を明らかにしまして、「社会福祉とは何か」という問いにどういった観点から、どこまで答えが出されたのかということを中心にしたいと思っております。特に特徴的な点を取り上げて、それを踏まえて、古川理論の今後の可能性を検討したいと思っております。

今日報告する具体的な構成としましては、まず古川先生の理論以外の社会福祉の捉え方を2つ取り上げます。それらが十分でない点を示しまして、その次に古川先生の理論の内容を検討します。

それでは、社会福祉の理論の検討において、本質的説明と機能的説明の整理を試みます。まずは従来からある2つの説明の方法を採り上げます。

1つには、社会福祉には本質があるとして、その本質を明らかにすることで社会福祉を説明するという方法です。本質ですので、それは普遍的なもので、絶対的なものです。

もう1つは、社会福祉を他の一般社会サービスとの関係から位置付ける方法です。他の一般社会サービスとの関係の中で、他の一般社会サービスが不十分なところを補充する機能を持つとか、そういった社会福祉の機能の側面から説明する在り方です。

ここで「機能」という言葉を使っておりますけれども、機能的説明とここでいっておりますのは、

社会福祉サービスが一般社会サービスを補充する関係にあつて、一般社会サービスが不十分であれば、多くの補充が必要であり、一般社会サービスが整ってくれば不要となるような、他のサービスとの関係で社会福祉の在り方が決まるという説明の仕方です。そういった意味で、ここでは「機能」という言葉を使っております。

図1 機能と本質による社会福祉の捉え方

	本質的説明	機能的説明
本質	普遍型福祉 保護型福祉	
機能		補充的機能

社会福祉の捉え方を機能的に説明する場合と、本質的に説明する場合等を整理したものが、図1です。本質的説明というのが、例えば岩田正美先生が、社会福祉の本質として少数者と多数者に対する保護型、普遍型の2つの路線があるというような述べられ方をしているように、いつの時代においても社会福祉に共通する普遍的なものがあるとして説明する見方です。

機能的説明は、例えば岩崎晋也先生が述べておられるような、社会福祉が他の一般社会サービスと民間社会福祉事業との補充関係から説明されていたように、社会福祉の本質そのものには触れずに、機能的な側面からのみで社会福祉を捉える在り方です。

本質的説明は、社会福祉の本質を特定のものとしておりますので非常に分かりやすいわけですが、一方でそれが本当に本質といえるのかという疑問が生じます。

機能的説明は本質をおきませんので、本質的説明が抱える疑問、つまりそれが本当に本質といえるのかというような疑問は生じませんけれども、社会福祉を他の一般社会サービスとの関係から捉えるために、他の社会サービスが存在しないと社会福祉が存在できないのか、というような疑問がわいてきます。

いずれの説明であっても、これらの疑問から考

えますと、社会福祉を十分うまく説明しきれないのではないかと思われます。これが、従来から捉えられている社会福祉の説明です。

ではどうすれば社会福祉をうまく説明できるのでしょうか。それが本質の説明と機能的説明の統合です。古川先生は、この本質と機能の説明の両方の観点を使って、社会福祉を説明されています。その際、図2のように社会福祉を「領域」と「アプローチ」の2つの側面に分けて、それぞれを本質と機能の両面から見ています。

図2 古川による領域とアプローチにおける固有性

	領域	アプローチ
本質的説明	独自性 (保護すること)*	個別性 包括性・総合性
機能的説明	先導性・補充性	媒介・調整 (相談援助機能)*

*古川は領域としての固有性の中の本質的説明に「保護的機能」という言葉をあてているが、「機能」という言葉は「機能的説明」と紛らわしいため、「保護すること」という言葉にかえている。アプローチとしての固有性については、その中の機能的説明に「相談援助機能」という言葉を使っているため図2に加えている(古川2009:98)。

つまり社会福祉の固有性というのが、領域としての本質と領域としての機能、アプローチとしての本質とアプローチとしての機能、この4つの側面で説明できるわけです。

ここで領域と呼んでいるのは、従来社会福祉を社会政策との違いから説明してきたように、他の政策との違いを明らかにしたり、他の政策との領域争いをしたりというようなことを指しています。アプローチとっているのは、社会福祉実践のアプローチのことです。

まず本質的な説明としましては、社会福祉には領域としての「保護」という独自性を当てはめております。それから、アプローチの観点からは、個別性や包括性、それから総合性を持つものとして説明されています。

そして、機能的説明は、社会福祉には領域から見て先導性、それから補充性があるということ。

アプローチの視点から見ますと、機能的説明としては媒介、調整といったような相談援助機能を持つものです。

この図2にみられる特徴は、領域とアプローチの2つの視点を置いているところです。領域としては、本質的説明と機能的説明の両面を設定しています。領域的説明の独自性は、一般社会サービスが充実しても、社会福祉の持つ保護的機能の確信的な部分、すなわち、人々の生命と活力の維持、再生産、そして生活関係の維持、再生産に直接関わるような部分は、一般社会サービスによっては充足されない部分であるため、社会福祉の領域となると述べられています。

それから、機能的説明にあたる領域としての先導性につきましては、社会福祉が他の一般社会サービスの中で、歴史的に先行してきているということ。補充性としては、一般社会サービスの不十分な部分を補うということになります。

次にアプローチとしての側面としては、社会福祉実践、すなわち、ソーシャルワークの部分にあたるものです。これは、本質的説明としましては、個別性、すなわち、福祉ニーズの個別性や多様性に対応します。

機能的説明としての包括性と総合性は、人々の生活全般に関わる支援がこれにあたります。これらは、社会福祉のアプローチとしての本質であるということになります。

媒介性と調整性は援助の効果を上げるため、サービス利用に関わる媒介、調整を行う機能があるということで、他の制度やサービスとの関係から生じる機能になります。

このアプローチの部分を古川先生が取り上げておられるのは、従来、社会福祉とは何かという問いに対する答えからは、抜け落ちることが多かったということからです。また一方では、この部分のみを取り上げて、これが社会福祉だと言及するものが多かったからということになります。

本質的説明として、社会福祉の本質を規定して論じる在り方と、機能的説明として他の一般社会サービスとの関係から捉える在り方の両方を統合したことが古川先生の理論の特徴だと思えます。

図3 機能と本質による社会福祉の捉え方の分類

	本質的説明	古川理論	機能的説明
本質	普遍型福祉 保護型福祉	独自性(保護的機能) ／個別性, 包括性・総合性	補足的機能
機能		先導性・補充性／媒 介, 連絡調整, 協働 (相談援助機能)	

これは第一に社会福祉と他の一般サービスとの違いは何かを考えることとなります。つまり領域争いというのは、社会福祉と一般社会サービスとの関係として、機能的に説明できます。第二に、ソーシャルワークを社会福祉の固有性として、領域としての固有性と並べて、アプローチとしての固有性として示したことです。

このことは、政策的側面を中心とした従来の領域争いの議論からは出てこない観点であり、政策的側面のみ視点からは、社会福祉として従来は位置付けられてこなかった相談援助活動を取り上げたこととなります。

このことにより、社会福祉とは何かという問いに対して、古川理論ではどういった答えが出されたのかというのを次に検討したいと思います。従来からいわれる社会福祉政策と他の政策との領域争いには、次のように古川理論では応答できます。

まず、社会政策の中に社会福祉を他の一般社会サービスと並列させ、その中で社会福祉は、中核となる領域として独自性を持つと捉えています。他の社会サービスとは異なる領域で、本質的なものだということです。

次いで、その独自性以外のものとして、他の一般社会サービスとの関係から社会福祉の位置付けを行いました。これは、他のサービスが存在していない場合に、社会福祉が行う先導性や他のサービスの不十分なところを補う補充性として、説明をすることができます。

社会福祉と他の一般社会サービスとの違いは、あくまでも制度・政策やサービスなどの範囲、すなわち、領域問題として考えることが可能であり、これも本質的な捉え方と機能的な捉え方の両側面

から説明がされています。これらの捉え方で狭義の社会福祉と広義の社会福祉の説明もできるのではないかと思います。

一方で、政策上の領域問題からの社会福祉の措定だけではなく、「アプローチとしての固有性」を設定したところに古川理論のもう1つの特徴があります。アプローチの固有性におきましては、本質的なものと機能的なものの両側面から説明がされています。アプローチとしての固有性に機能的な説明を加えたのは、領域から社会福祉を捉えると抜け落ちてしまうソーシャルワークを社会福祉に位置付けるためだったのではないかと思います。

いまお話ししたように、従来からある社会福祉の説明の仕方、社会福祉とは何かに答える説明の仕方として、本質的な説明と機能的な説明がありますが、その両側面を統合したのが古川先生の理論です。

この理論は、社会福祉について、社会政策を構成する一般社会サービスとの違いや関係性を明らかにしておりますけれども、一方で、その本質的な説明と機能的説明がもたらす新たな課題も同時に引き受けてしまっているともいえます。

それは、大きく3つあります。1つ目が、古川先生が社会福祉の基盤とおきました「保護」ですが、これにあたる社会福祉の固有性が明確ではないのではないかとこの点です。もちろんその説明はされています。保護的機能を第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、社会福祉を目的とする事業、さらには社会福祉に関する活動という社会福祉法で規定されているものを範囲として、社会福祉の相談援助者が多様な活動やプログラムを駆使して、生活上の困難に対応するものとして設定をされています。

これは、貧困低所得者に対する生活の丸抱え的な支援プログラムから直接的に由来したもので、近年、家族関係の修復や家族機能の補強を目的とするプログラムの拡大が見られ、それが社会福祉の重要な構成要素となって、むしろ拡大する傾向にあると述べられています。

しかし、このような記述からは、貧困低所得者対策とそれに加えて近年の家族関係をめぐるさま

さまざまな問題への対応を、社会福祉事業や社会福祉諸活動が対応することと理解でき、どこまでの範囲の問題を社会福祉が対応しなければいけないのか、問題が拡大すれば、それに応じて社会福祉での対応策も拡大するのかという問いが出てきます。つまり保護的機能というときの保護の範囲というのが、どこまでを指すのかが、ここでの疑問になります。結局この疑問というのは、「社会福祉の本質とは何か」を問う疑問と同じものになります。

それから、2つ目ですが、機能的説明である他の一般社会サービスとの関係から社会福祉を捉える場合、一般社会サービスが増えていけば、それだけ社会福祉も増大していくことになり、ひたすら拡大していくことになるのではないかという点です。

3つ目は、本質的説明と機能的説明の関係が、明確ではないのではないかということです。社会福祉に本質があると捉えることは、その時点で社会福祉とは何かの問いに答えたことになります。社会福祉を機能的に捉えることは、その時点で変わらない本質的なものは存在しないということになります。本質と機能は、同時に説明する方法にはならないと一般的には考えられるからです。

ここまでが出版された本の中で、私が書いた内容ですが、これだと古川先生の理論に対する疑問点ばかりを並べて、それで終わってしまっていますので、もう少し考えて、付け加えさせていただきます。

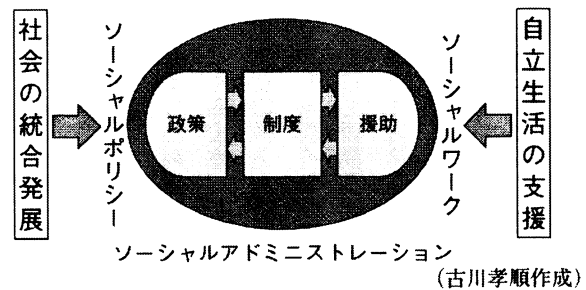
こういった課題は考えられますけれども、それ以上に領域の側面とアプローチの側面、この両側面からの検討による社会福祉の一体的把握というのは、これからの社会福祉の展望を考えるうえで重要だと思われれます。古川先生によりますと、社会福祉理論史を振り返ると、これまでの理論の特徴は、社会福祉を限定して捉えようとしたものであり、こんにちの拡大の状況にはそぐわないといわれています。そのため先行する理論を踏まえて、社会福祉とは何かという問いに対して、社会福祉のL字型構造、あるいはブロッコリー型構造を提示して、他の施策との関係性を描き出しました。このモデルは、「社会福祉のレーゾンデートルやその基本的な性格」を明らかにする試みであるとい

うふうに述べられています。

それに加えて、ソーシャルワークを社会福祉にどのように位置付けるのかという問いにも答えています。社会福祉は、ソーシャルワークの側面を重視する必要があるが、社会福祉、すなわち、ソーシャルワークという見解には与しないと古川先生は述べられています。

それは、国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義において、「個人に焦点をおいた心理社会的プロセス」、「社会政策」、「社会計画、社会開発への参画」にまで及ぶことが、その中で述べられていまして、ここまでを視野に入れた議論が必要であると述べられています。こういった広い視点をとることで、新たな枠組みをつくりだしたといえます。

図4 社会福祉の二定点型構造



それが、図4の「社会福祉の二定点型構造」です。この図は社会福祉を単なる政策でもなく、単なる援助技術でもない、その両方を含んで一体的に存在しているものとして、ソーシャルポリシーとソーシャルワークの二側面から見たというものです。

これら両側面を媒介し、連結するものをソーシャル・アドミニストレーションと称しています。これは、政策上の領域と社会福祉実践上のアプローチとして、従来別個に捉えられてきたものをつなぐ仕組みです。

これら二側面のつながりに「制度運営」をおきまして、援助と制度との相互関係、政策と制度との相互関係として、メゾレベルで捉えることができると述べられています。

このことは、従来の政策と社会福祉実践の研究領域に、新たに制度運営という領域を設定したこ

とになります。この制度運営に関する議論が活発になることで、社会福祉の新たな展望を開くことになるのではないかと思います。出版された『社会福祉の理論と運営』の本の中で、この制度運営に関しまして、小松理佐子さんが議論を展開されています。

今回は「社会福祉における本質と機能の統合」ということで、古川先生の理論を私なりに少し正面から捉えてみました。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

秋元：どうもありがとうございました。続いて、西田先生です。よろしくお願いします。

西田：常磐大学の西田と申します。よろしくお願いいたします。東洋大学には、2001年から2005年度まで5年間、博士課程後期課程でお世話になりました。古川孝順先生のご指導をいただいて、何とか外の世界へ出ていった者です。

今日お話しさせていただきますのは、博士課程のときに私が研究していたテーマに関わるものです。博士論文では、社会福祉と情報、地域福祉と情報に関わる事柄についてものを言いたいということで、先行研究や具体的な事象の把握や検討、自分の考えの整理などをとおして、「地域福祉情報化」という概念を自分なりに定義致しました。そのようなことに取り組んでいたわけですが、今回、古川先生のご退官を機にまとめられるこの本に何か書いて寄せることができるということで、やはり私は、後期課程でこだわった社会福祉と情報について、ぜひ述べさせていただきたいと思い、載せていただきました。その内容を紹介させていただこうと思います。

I 課題の設定

お手元に要旨とパワーポイントの資料を用意しました。そちらの図面と合わせて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。「社会福祉の固有性と社会福祉の拡大および限定に係る考察」ということで述べさせていただきます。はじめにもともとの問題関心がどのようにあったかということをお伝えさせていただきます。

少し時代がさかのぼりますけれども、私が社会福祉の学部を出て仕事に就きましたのは、80年代でした。在宅福祉サービスが拡充される時期でありました。例えば現在のホームヘルプサービスは家庭奉仕員派遣制度といい、その内容は家事援助が基本で利用要件は限定的な面が強かったといえます。それが利用対象が広がり、利用時間も幅がで、そして提供する主体が多様化しました。あるいは、在宅に伴うさまざまな家事支援の提供メニューを細分化するというような動きがありました。

この80年代から90年代にかけての動きの中で、少しずつ情報への関心というものも高まってまいりました。象徴的なのは、介護保険制度が始まる時に一気に介護保険に係るさまざまな管理システムが構築され運用されるようになり、情報管理システムということで情報に大きく関心が寄せられていった。そのような状況下であって、私が80年代、あるいは90年代、社会福祉に関わる仕事をしている間、耳に入ってくる「社会福祉の情報」という用語が指す事柄は、大ざっぱに言うとサービス提供に関わる利用者のデータベースをつくるですとか、電子化してネットワークを結んで、いかに効率化していくかという話に偏る傾向があったように思います。私自身は、それは情報に関わる事柄のうちの非常に一部の話であって、情報に関わるある一面を取り上げての物事の組み立てであり、あるいは、極端な言い方ですけれども、恣意的な取り上げ方である、活用の仕方であるという問題意識を持っておりました。

社会福祉にかかる情報はもっと広いものである。あるいは多元的である。そのことを社会福祉と情報ということの大きな枠組みで、全体が何か語れるようなものがないだろうかということが、もともとの問題関心でございました。結果、いまでもその言いたいことをどう伝えるかという発展途上にあります。

この本で述べたことは、古川先生の禪で相撲を取ろうとしたという感じでしょうか。あるいは虎の威を借るということになったかもしれません。古川先生は日頃から、ご自分の論を適用することを求めない、自身のオリジナルを作れ、それで勝

負できなければ意味がないとおっしゃいます。残念ながら私にはオリジナルを作り上げる力が備わってなくて、先生の言葉に背くことになりました。古川先生がおっしゃっていることを用いながら、自分の問題関心、社会福祉と情報に関わることを書くということを行いました。

本論では、特に社会福祉における情報の全体像を描くことに意欲をもちました。また、援助関係の中での情報の非対称性ということに焦点をあて、その克服の方法を探ることを致しました。今日は、社会福祉における情報の非対称性の問題を念頭におきながら、社会福祉援助に関わる情報の全体を描きたいと考えています。古川先生の論を援用させていただきながら語りたかったのは、こういうものを構想していたのだということの説明したいということで話を進めさせていただきます。

II 社会福祉のサブシステムとしての情報

社会福祉のサブシステムとして情報が流通している。これがこの論の前提条件です。あらゆる事柄に情報は介在している。例えば私自身がここに存在していることもひとつの情報として機能します、あるいは発信になります。言語を操っておりますが、文言、動作、音色、サイン、その他さまざまな媒体があり、形式があります。

社会福祉は動いていて、現在の状況がある、あるいは過去から形成されてきた経緯がある。それら全てに情報というものは介在している、流通して影響を与えてきた、そのことの認識化が問題意識の一つであります。

結論として言いたいのは、社会福祉の進展に有効な情報の活用ということをあらためて提起することです。そのことについての認識化は、あらためて非常に重要である肝要であると提起するとともに、ただ提起するだけでなく、実際に多くの情報を取り扱い生かしているのであれば、その情報の流通に関わる課題にはどのようなものがあるのかということ整理しておきたいと思えます。

日本の社会福祉において情報についての関心は、単に電子媒体での管理とか、そういうことにのみ収斂されるのではもちろんありません。たとえば社会福祉基礎構造改革の中では情報への着目があ

り、基本的な考え方、具体的内容に織り込まれています。

ひとつには社会福祉法第24条があります。あるいは、サービス利用者の方々により望ましい効果をあげるための情報管理、サービス利用者とサービス提供者との双方向での情報のやりとり、サービス利用者に対する利用支援者からの情報支援など、数々の場面に情報を活かす工夫があります。

さらには、第三者評価事業等などの新たなシステムの開発や、情報をめぐる文化の広がりも進んでいると思います。それらの動きを動きとして捉えつつ、あらためて社会福祉の本質と機能に照らして、情報がどのように有効に機能し得るのだろうか、働き得るのだろうかということを私なりに考えました。

III 社会福祉の固有性と情報

社会福祉の根幹を考えると、ウェルフェアやウェルビーイングという言葉で説明されることがあります。生存、生活の脅かしをいかに除去するか、あるいは一人ひとりの生の過程で様々な経験をしていくことを保障するか、そのための多様な資源や仕組みが社会福祉としてつくられ、動いているわけです。

それは制度化されたものとして存在する。既定の対象には子どもでもありましたり、疾病障害者、あるいは高齢者などがあります。この大きな属性にある者のうち、法制度が規定するより詳細な対象設定があります。

制度化された対象の一方では、その拡大があります。福祉ニーズ、生活支援ニーズの検証のもと、少しずつその対象は広がりを持つ。さまざまな人、ヒューマンビーイングのウェルフェアの確保という指向が時間をかけて実を結んでいく。在住外国人の方々へのソーシャルサポートはその一例になります。さまざまな対象層があげられるわけですが、バルネラブルな人々ということの説明される方たちです。そのような方たちにはどのような契機や経過をもって社会福祉は接点をもつようになるのか、対象として位置づけられ具体的な関わりをもつようになっていくのか、支えることにつながるのかということです。

阪神淡路大震災、東日本大震災など大きな災害が起きると、膨大な被災者が生まれます。この方たちはいうまでもなく過重な生活困難を抱える層になります。この方々の生活再建、あるいはまちの復旧復興ということに、社会福祉はどのように機能できるのかという課題は近年とみに関心もたれているところです。そのほか、近年の社会の動向をとらえれば、自殺者の増大という傾向があります。警察庁が発表した数字を追うと、2010年の自殺者数は3万1690人です。過去最多の2003年の数字に比べると少し下がってはいるのですけれども。

比較として30年前の1980年の数字を見てみます。1980年は2万1048人でした。自殺者数は1.5倍の増大です。性別をみると、圧倒的に男性の自殺者の方が割合が高い。自殺と社会と社会福祉との関わりについては私は不勉強で十分にお話しすることができませんが、その内容を分析していけば、おそらく社会福祉は大きく関わり得る、貢献し得ると考えます。

社会の事象の中で社会福祉の対象として新たに捉えられる層は常に動いていて、それを社会が課題として受け止めるという展開に情報はどのように関わっているのかということ、私は考えるのです。

社会の動き、あるいはさまざまな人々の生活の移り変わりの中で、社会福祉の拡大が進む。それは社会福祉の固有性のゆえである。社会福祉の固有性に基いて社会福祉の拡大がおのずと図られていくということです。短絡的な面があるかもしれませんが、社会福祉はその固有性をもって拡大がなされ、そこには情報が大きく作用すると考えます。

古川先生のL字型構造は、社会福祉の領域としての固有性と、アプローチとしての固有性が反映されたものです。この縦軸の領域の中においても多種多様な何次元にも渡る情報が飛び交い流通しているわけですし、横軸におきましても情報が多様に流通していると考えられます。

この流通の結果、各領域の中や複数の領域の間にさまざまな動きが起き、社会福祉と生活支援が展開していく、社会福祉援助の開発が展開してい

くと言い得ます。

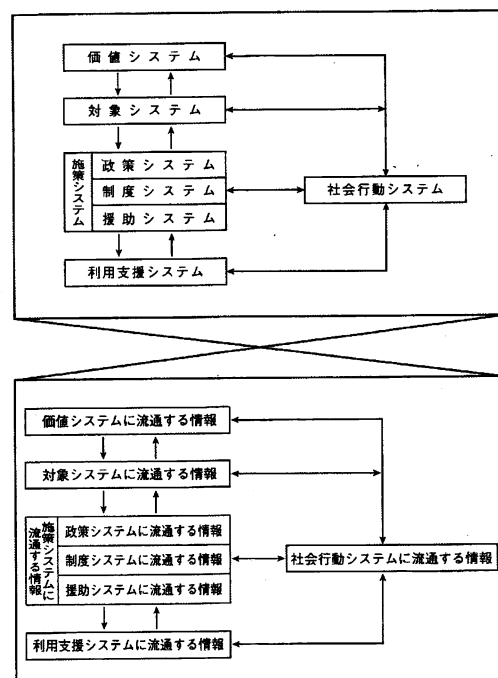
IV 社会福祉のシステム構成と情報のマトリクス

情報はものごとを媒介し動かすものとしてさまざまに流通している。そのことを社会福祉の各局面でとらえることは情報の機能の理解に有効であると考え、古川先生の示された「社会福祉のシステム構成」を拠り所に検討することにしました。

様々な局面に多様にあるというだけでは話が進まないわけで、論理的に説明していくには、全体のうちのどの部分を語っているのかという論理立てが必要です。そのために私は一つの到達点として、社会福祉の情報のマトリクスというものを描くことを目指しています。

このマトリクスを描くのに、古川先生の「社会福祉のシステム構成」が援用できるのではないかと考えました。資料の図をご覧ください。価値、対象、施策、利用支援、社会行動。それぞれのシステムがそれぞれ関わり合っている。パワーポイント上は統合したかたちになっていますが、施策システムは、その中にさらに3つのシステムがある。

【図1】社会福祉のシステム構成と対照関係にある情報の構成

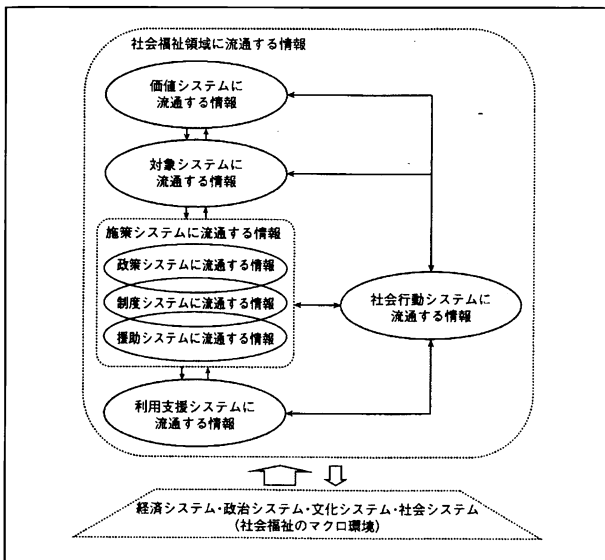


この各システムが動いていることに並行して情報は各システムの中で、あるいはそれを越えて動いている。価値システムに流通する情報というのがあり、あるいは対象システムに流通する情報がある。それぞれのシステムの中で動き作用している情報がある。これらのシステム構成を情報の側面から組み立てていくと、相関して図のようなものになる。この図に表したものが、動き続けている社会福祉に流通している情報の全容であり、情報を活かすことを考えるひとつの基盤になるのではないかと考えています。

そのことと合わせて、社会福祉は先ほどの縦軸、横軸ということだけではなく、人の生活を取り巻くさまざまな大きなシステムの中に規定されます。大きな政治システム、経済システム、文化システム、社会システム、これらの動きによって大きく規定されていることを勘案し、このマクロ環境との情報の往来も含めてとらえます。

そのようにいたしますと、古川先生の社会福祉のシステム構成との対照関係で示した情報の構成と、そして、社会福祉を取り巻くマクロの環境、あるいは大きなシステムということとを組み合わせ、社会福祉の情報の全容をこのような社会福祉の運営に関わる情報のマトリクスとして、まずは描けるのではないかとこのように考えております。これが社会福祉の情報をさらに検討していく基盤になります。

【図2】社会福祉の運営に関わる情報のマトリクスの基盤



ただし、あくまでも古川先生のマトリクスに則して並べたというところにとどまるきらいがあります。システム構成の内容にあるものを一つひとつ見てまいりますと、重複しているものがシステム間にあるだろう、同じものであっても変形している等々あると思います。全体としてその総量、あるいは次元などを見ていくときには、さらなる分析と整理が必要だと思えます。

社会福祉の拡大がどこまで進むものなのか、一方で限定という視点をもって考えていく必要があるのかということと関わって検討しなければならないこともあります。情報は、あれもこれも情報であると、全てが情報であるということができそうですが、際限なく情報としてとらえられるものが広がっていくと、むしろ情報を使ってうまくものを語れなくなるという問題も出てきます。

ということは、情報をとらえるに際してはどこかで条件付けして説明するということが必要になってきます。しかし、そのようなコントロールにかかる前に、まず全容を示したい、見渡しを持ちたいというのが、私の現在のスタンスです。

この全容の妥当性を一つひとつ分析していく、再検討をしていくためには、実際の社会福祉に関わる現象、事象の中から作業を進めていくことが有効ですし欠かせません。例えば障害者の方の自立生活運動であったり、さまざまな実践からくみ上げて考えていくことはできるわけで、それを行うことがこの研究課題に係る次のステップです。

自分が表したかったことを紹介させていただきました。けれども、そのようなことを説明しながらも、私自身は、この本の冒頭に古川先生が寄せられている言葉のとおりで、ある意味、苦言として書かれていることに該当いたします。私の社会福祉の理解の方法の一部はまさにそのとおりです。

古川先生の示された見識や理論はあくまで古川先生のものであって、私のものではありません。オリジナリティーを持って、どうにも料理できるようなものをつくりたいと思うのですが、力不足ということで、あるいは発展途上ということで、ご容赦いただきたいと思えます。

秋元：西田先生、どうもありがとうございました。

今回のシンポジウムを企画する中で、テーマ自体はかなり違っているということもあったんですけども、少し緩やかなかたちでつながりということはどう設定しようかということを考えてみました。

その際、原論とは何なのか、もし時間があれば、後のシンポジウムでできると思うんですけど、原論としての古川理論、社会福祉原論としての古川理論ということ意識しながら、それぞれのテーマ、レベルでお話いただけると、そのつながりということができないのではないかと思います。

先ほど野口先生のお話は、まさに連動するものを扱うということで、その原論としての古川理論をどう受け止め、どう見るのか、どう考えるのかということだったと思います。いまの西田先生のお話は、原論を踏まえて応用問題といったらいいでしょうか。それぞれの具体的な制度、政策のレベルで、原論を踏まえつつ考えていったときにどうということが論じられるのかというような話になってきたかと思います。

次に3番目のお話ですが、これはかなり具体的な話になっています。原論というレベルからすると、やや距離感のある話になっていると思うんですけども、おそらく表に出る、出ないは別として、その前提として原論の重要性というのが、たぶんあるだろうなということを考えています。

では、よろしくお願ひします。

笹尾：いま、ご紹介にあずかりました東京学芸大学で非常勤をしております笹尾雅美と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、25年前に東洋大学の社会学部を卒業しました。大学3年生のときに古川ゼミでお世話になって、そのときにやはりみんなで理論研究をしていくときに、古川先生から理論の向こうに人々の生活が見えるような、そういう学び方をしなさいというふうに言われたのがとても印象的でした。そしてそれから教員になって、そして、ご縁がありまして、1998年にもう一度大学院の門をくぐる機会に恵まれ、こうして今日、こういう立派な場所で発表させていただく機会が持てたことを本当に感謝しております。まだまだ未熟な点が多いので、

ぜひ皆様のご意見を伺いながら成長する、そういう場にしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、『社会福祉の理論と運営』という本の中で、第3部、「対象とそのアプローチをめぐって」の部分で、今日のテーマであります「社会適応期における若年高次脳機能障害者の自立支援」という論文を書かせていただきました。高次脳機能障害というのは、古くからあった障害ですが、障害の診断基準が設けられたのが1990年後半以降で、それ以前というのは、高次脳機能障害者を対象とした一般社会サービスはおろか、社会福祉サービスも皆無の状態でした。多くの当事者、家族、関係者の努力が実り、少しずつ実態が明らかになり、そして高次脳機能障害の方々を対象としたサービスが実施されるようになりました。今回、Aさんの事例を通じて、社会福祉サービスの広がりというものに注目をして発表します。

初めに定義や特徴、実態について、解説します。まず高次脳機能障害とは、脳血管障害、脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷したことによって生じる障害の症状のことを指します。具体的な症状としては、失語症、注意障害、記憶障害、半側空間無視、遂行機能障害、失行、半側身体失認等。これは、脳の損傷部位と程度によって、非常に症状がまちまちでその対応には、極めて個別性や多様性が求められる障害と言えます。

次に高次脳機能障害の特徴は、その症状が外見からは非常に見えにくくて、医療現場で見落とされやすい。その一方で、日常生活の中で深刻な困難が生じる。具体的な例で補足説明をしますと、例えば退院やリハビリの現場で、「物が握れますか」とか、「歩けますか」といったことが質問されて、患者さんは比較的出来てしまう場合が多いのです。ところが、日常生活に戻ってお茶を入れるときに、例えば急須とか、湯飲みは握れても、遂行機能障害がある場合に一連のものを目の前にして、どこから手を付けていいか分からなくなってしまったり、途中で迷ってしまったり、結局お茶が入れないといったような困難が、日常生活で生じます。

また歩行ができたとしても、例えば事例の方も

そうでしたが、目の前にあるコンビニでペットボトルを購入後、帰ってくる時にコンビニの出口がどこだったかわからなくなったり、目の前に家があるのに、迷子になったりしてしまいました。高次脳機能障害は、一見障害などないかのように見えるため、お茶が入られない、迷子になった場合、怠けているとかふざけているように誤解されてしまうこともあるのです。

二つ目の特徴として、以前は高次脳機能障害というのは、どちらかという脳血管障害を原因とした高齢者の障害と捉えられていました。そのために老人福祉とか、現在の介護サービスが対応してきた経緯がありますが、交通事故、それからスポーツ事故の多発、さらに医療技術の進歩により、高次脳機能障害を後遺症に持つ若年層が増加しています。ただし、高次脳機能障害者の若年層の実態把握が遅れているため、3つ目の特徴として、障害の認定や障害者手帳取得の困難、障害者年金の受給者が低い、総じて社会制度が未整備であるというのが現状です。高次脳機能障害が、福祉の谷間の障害であるという由縁です。

高次脳機能障害の実態としては、全国の高次脳機能障害者数は、全ての年齢層を含めて30万人。これは、2004年の厚生労働省の実態調査によります。2004年ですから、もっといまは多いということが容易に想像できます。それから東京都や、あるいは国立リハビリテーションセンターにおける実態調査によると、頭部外傷を原因とする若年層が増加しているということ。さらには、障害者手帳がニーズに対応していない実態があります。冒頭でも申し上げましたけれども、高次脳機能障害の定義が明確化されたのが1996年です。その後、診断基準というのが設けられましたので、それ以前に高次脳機能障害になった人たちというのは、手帳が取得できない状況でした。その後2002年に障害認定基準の改定となり、高次脳機能障害を持った人たちが、精神手帳の取得ができるようになりました。ただし、精神障害者手帳を取ることへのためらいや、手帳のサービスと生活ニーズの不一致により、取得の伸び悩み状況が生じています。

その一方で、むしろ身体障害者手帳をとったほ

うが、生活の質の向上には役に立つということで、例えば指先にほんのちょっとでも麻痺があったら、それを使って身体障害者手帳取得するといった状況があります。そういった意味で高次脳機能障害を持っている人たちの手帳の取得率、あるいは手帳の種類というのが、非常にばらつきがあって、そしていずれの手帳をとったとしても、なかなかニーズに対応していないというのが利用者の声であります。そんなことと関連しまして、障害者年金の受給の低さも実態としてあげられます。

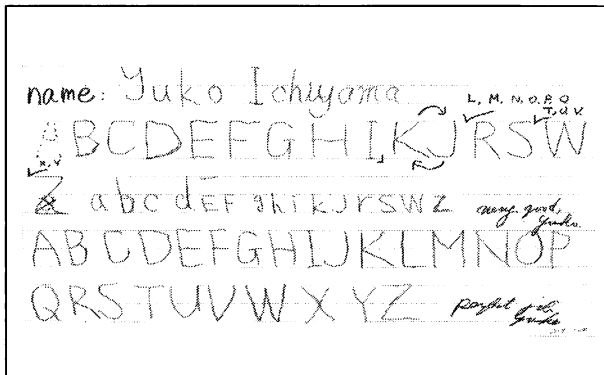
以上を前提に、早速今日の本題であります高次脳機能障害を持つ若者Aさんの事例を通じて、社会福祉サービスの拡大について論じて参ります。本事例のAさんは、現在30代の女性です。20歳のときに溺水事故で低酸素脳症による重度の高次脳機能障害を負いました。そのときに記憶をつかさどる海馬を損傷したことによって記憶障害、それから片まひ、失認障害が、後遺症として残っています。事故後のAさんは、医療を中心とした集中治療期、回復期を経て、社会適応期に入りました。本来であれば、治療が終わった後というのは、社会復帰になって、それぞれ家庭、学校、地域社会、職場に戻るわけですけれども、この高次脳機能障害の後遺症が残ってしまったことによって、日常生活に困難が生じるようになってしまいました。Aさんは、家族をはじめ、友人、医療、福祉関係者、地域住民の支援を受けて、現在、自立に向けて在宅生活を送っています。

このAさんが、高次脳機能障害を負ったのが1997年。ようやく医療関係者によって、高次脳機能障害の定義がなされたときで、社会一般に関しては、まだまだ認識は低く、社会制度といったものは、ほとんど皆無に等しい時期でした。まさにAさんの事故から社会適応期へのプロセスは、定期的に高次脳機能障害に対する社会サービスが徐々に拡大する過程と重なります。

Aさんが障害を負った当時、高次脳機能障害というのは、回復の見込みが非常に難しい障害、また、本人の中で非常にいらいらとかがたまってしまうので、それが感情的に爆発して、人格が変わってしまうといった医療現場での理解がありました。Aさんの退院後の在宅生活において、昔、英語が

好きだったということをおもいだして、何か英語を取っ掛かりにできないかということで、月に2回から4回程度の英語レッスンを始めました。Aさんの記憶が回復したことが可視的に証明されたエピソードをこれから1つご紹介しようと思います。Aさんが、2004年10月から始まった英語のレッスンで初めて書いたアルファベット(資料①)から理解出来ることとして、Aが抜けていたりとか、あるいはKとJが逆さまだったり、LとかMが抜けていたり、まさにまだら記憶なわけです。私としては、こういったまだら記憶のある人にどういうふうに学習効果を高めていけばいいかということで、非常に悩んだことを覚えています。しかし、ご家族、友人、リハビリ関連、主治医の助言をいただきながら、2年後には英語の文章を書くに至りました。

資料① 「アルファベット」 (2004年10月)

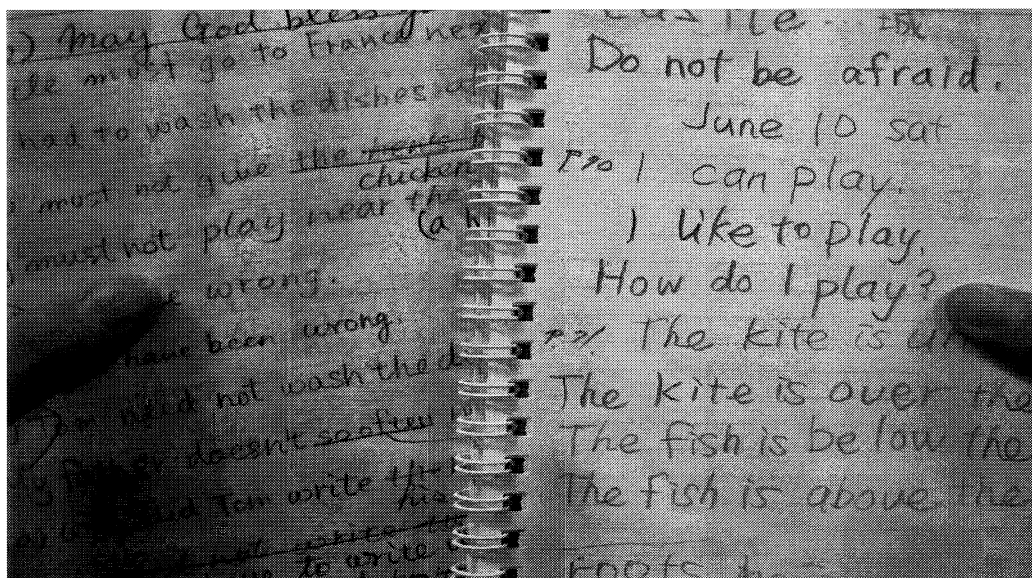


Aさんの気分がのって、調子が出てくると、筆跡全体に変化が表れ、特に“1”は顕著に変化します。Aさんは、英文を試写する時、テキストや私の字体を模倣しています。しかし、気分がのって、調子が出てくると、筆跡全体に変化が表れ、特に“1”の字体が顕著に変化してくることに気がきました。そして、この“1”は、私やテキストの筆跡とは異なります。

英語が好きだったお嬢さんだったのでしょ。押し入れの中に1冊の英語のノートが残っていました。資料②は、高校時の筆跡(左)と現在の筆跡(右)の比較です。現在の筆跡は資料①の筆跡とは大きく異なり、且つ現在の変化した“1”と高校当時に書いていた“1”の筆跡は真おんなじでした。

当時、高次脳機能障害の人たちというのは、頭を打ったことで記憶が壊れてしまって、もう出てこないというような、そういう通説だったようでした。しかしAさんの主治医は、取りだしづらいだけで、記憶は残っているかもしれない。環境を整えることにより回復する可能性があるという臨床を重ねていらした先生で、早速その先生に筆跡をお見せしたところ、まさにこれは、あった記憶が出てきた、つまり、Aさんの脳が回復したというひとつの証明だとのこと。この事例より、環境を整えることで、若年層の高次脳機能者は、症状が回復するという特集をフジテレビが作成し、その記録が家族会を通じて、厚生労働省に提出さ

資料② 「高校時代の筆跡(左)と現在の筆跡(右)」 (2006年8月)



中心に、高次脳機能障害、特に若年層の人たちを対象とするサービスが、少しずつ広がりを見せるようになりました。では、Aさんの事例を通じて、社会福祉サービスが皆無の状態から広がりを見せた時期を、要請期と先駆け期と便宜上2期に分けて説明します。まず社会福祉サービスへの要請期。これは、家族会の人たちが、厚生労働省の陳述書の中で、社会福祉サービスを要請しているという文章が頻繁に出てきたことと、家族会の記録や古川先生のご著書にも要請期という用語がもちいられています。

この時期というのは、当事者および家族の緊迫した、もう絶えることがない、24時間、365日続く不安や苦しみ。これは、本当に想像を絶するものがあります。その中で特に家族は、事故で治療してもらった、あるいはリハビリを受けた医師、リハビリの言語療法士、作業療法士、理学療法士に社会復帰が困難であることを訴えます。そこで初めて、社会適応期にある高次脳機能障害を後遺症に持った若年層の人たちが社会復帰できないという社会的認識が始まります。学校、地域社会、そして、家庭、職場にも戻れず、代わりに社会に理解者を呼びかけ、交流会、情報交換、学習会、マスコミに向けての発信等を行って、行政に働きかけていく、そのような時期が要請期と考えます。社会復帰が非常に困難な状況下で、当事者や家族は、わらをもすがる思いで必死に社会に訴えます。その過程を経てきた家族会を含めたAさんの関係者は、様々な団体・機関に訴えてきた結果、社会福祉関係者が先駆けて動いてくれたと振り返ります。

次にAさんの事例を通じて、社会福祉サービスが他のサービスに先駆けて、動き出した例を3つご紹介します。1つ目は、大学への通学が困難な部分を社会福祉協議会が送迎バスを提供しました。2つ目は、老人病院の理解により、ケアワーカーが食事介助、着脱介助を通じて生活リハビリを実施しました。3つ目は、本来、高次脳機能障害は精神障害に分類されるので、当然精神障害者の作業所を利用することになるのですが、Aさんには合わなかったため、身体障害者の作業所を利用出来るようになりました。これら3つは、社会福祉専門職の裁量での対応でした。その後、市の裁量

で週に1度の家事支援のヘルパーも利用出来るようになりました。全国的には、障害者福祉センターの高次脳機能障害の人たちを対象とした相談援助の窓口の設置、デイサービス、作業所の受け入れ、あるいは就労支援プログラムをもつ自治体が増えました。

さらに検証して行く必要がありますが、本事例は古川先生が述べられた社会福祉サービスの拡大の一例と認識しています。社会福祉がこのような広がりを見せたのは、社会福祉の機能の中に補完性や先導性があるからこそ、それが生きた現実の社会の中で表れたのだと思います。ただし、社会福祉サービスが広がりを見せたということと、利用者のニーズが充足された、あるいは基本的人権が守られたこととは異なります。

次にAさんの1週間の活動についてご説明させていただきます。許可を取り、ご家族に聞き取り調査をさせていただきました。活動全体を福祉作業所・家事支援・デイサービス等のフォーマルな社会支援と家族との余暇時間、体操教室、自助グループの集まり等のインフォーマルな社会支援に分類しました。Aさんの前向きな姿勢とご家族の努力により1週間のうち約半分がフォーマルな支援で埋められていますが、実際には、フォーマルな支援の連絡・調整、送迎等は家族に委ねられる場合が多く、依然として家族の負担が大きいことは見逃せません。

今後の課題は、社会福祉サービスが拡大を示す過程に於いて、拡大の契機、条件、程度、方向性に関して、事例を積み重ねることにより、理論構築を進めたいと考えています。以上、発表を終わりにします。どうもありがとうございました。

秋元：質問として出てきたものがありますので、まずそれに関わって、3人のシンポジストの先生方にお尋ねしていきたいと思います。その上でさらに今日参加されている方のほうから、ペーパーとしては出していないんだけど聞きたいことがあるということであれば、お受けいたしまして、最後に、10分ほど古川先生のほうからコメントをいただくというような段取りで、これから進めていきたいと思います。

今日、ご報告していただいた順番で、まず野口

先生に対してです。本質と機能ということが大きな枠組みとして、今日のお話の一つの柱になっていたんですけれども、それについてもう少し説明していただけないか。本質と機能が、相反する可能性があるというような趣旨のお話もあったようだけれど、そこらへんのことも含めて、少し説明を加えていただけないでしょうかという質問でした。

それでは、お願いします。

野口：ご質問いただき、ありがとうございます。古川先生の理論をどのように整理していくかということを考えてときに、本質と機能で分けて考えることができるのではないかと思います。

こういう分け方を古川先生がされているわけではなくて、私自身が古川先生の理論を分かりやすくといいますか、ほかのこれまである従来の理論とどのように違うのかを説明するときに、この本質と機能というものを使うと、うまく説明できるのではないかと思います、使っております。

それと、機能という言葉は、先ほどの報告の中でも、少し一般的に使われる機能という言葉とちょっと違う使い方をしているといたしましたが、ここでは他のサービスとの関係から社会福祉を捉えるという見方を機能的とおいております。

本質のほうは、独自性といいますか、それを説明すると社会福祉になるというのが本質的説明とおいております。

ですので、本質と機能が相反するとお話をしました。それが、古川先生が本質と機能の両側面を統合されたことに対して、逆にそれが、相反する両方の課題を抱えてしまっているのではないかと説明をいたしました。

そして、あらためて考えてみますと、本質的機能をもう一度補足的に説明するのは難しくてうまく説明できないのですが、そもそも本質がある、その本質は、例えば保護的な役割である、と捉えたとすると、もうそれで社会福祉の説明は、終わってしまうんじゃないかと思います。

一方で、機能的な説明ですと、ほかのサービスとの関係から、社会福祉が規定されるということになりますので、教育であったりとか、所得保障

であったりとか、いろいろな領域のほかの一般社会サービスとの関係からみて、社会福祉というのが相対的に決まるので、本質がある、絶対的なものがあるという一方で、絶対的なものがなくて、他の政策との関係で決まるというのは、相反するのではないかと考えまして、それを報告いたしました。

でも、それでうまく説明になっているか分かりません。

秋元：ありがとうございます。

本質というものを論じることの意味としてどんなことを考えているのか。あるいは、機能として論じることによって、どんなことが議論できるようになるのか。機能を論じることの意味とか、そのような説明、取り上げ方をここではしたというようなお話だったと思います。

いまの本質と機能の話に関連するかもしれませんが、西田先生に対してです。本質があるから機能が構成されるという趣旨のお話があったように思いますけれども、それについてもう少し説明いただけませんかというような内容の質問なんですが、よろしいでしょうか。

西田：ありがとうございます。

私は、まず基本的に本質をとらえます。その本質によって社会福祉の固有な機能がはたらくと考えています。社会福祉の固有性に基づくアプローチの固有性がある。古川先生のL字型構造も示しながら、図にある縦軸、横軸について、読み取れるさまざまな情報を介在しての動きというものに関心を寄せるんだという話をさせていただきました。

いまの質問に対しての直接の答えにはならないのですが、私がここ半年ほどの体験の中から、本質と機能について少し考えたいと思っていることを紹介させていただきたいと思います。

私自身は、社会福祉の領域で学び、仕事を重ねてきて、物事も考えてきた人間です。社会福祉の人間、社会福祉領域の人間だと思っています。社会福祉の本質ということで、社会福祉領域の中では、ある部分では自明なものとして捉えられる本

質が、隣接領域や他の領域において、あるいはより大きな枠組みの中で承認されないことがある。それでは承認されるのはどのようなことによつてか、承認されないのはどのようなことによつてかということだ。

社会福祉領域の者としては、まずその本質があつて、その必要に応じて固有性が発揮され、横軸が動くということは非常に重要で、欠かせないものだと考えます。例といたしましては、社会福祉の新たな対象としての、被害者支援に関わる領域、被害者の方々との関わりがあげられると思います。社会福祉の領域では司法福祉の範疇での課題になるでしょうか。

さまざまな方々の支えるという支援、いたみからの回復、社会復帰に向けた対応。そのような事柄のひとつに被害者支援があります。被害者支援を進め、被害者の立場で発言をされる方たちと最近やりとりをすることがありました。そのとき一つ投げかけられたことは、被害者支援、被害者の方々の保護ということを考えていくと、加害者の方たちに対する否定というものが入ってくるということでした。

被害者支援に取り組んでおられる方々にもそれぞれの学問領域での枠組みがあるわけです。例えば心理学ですとか、専門領域を活用しながら物事を語っていく、検証していくということをされます。そのある場面で犯罪心理学ですとか、心理学的検証の中で犯罪行為を行う方たちの生理学的、生物学的、根本の問題は、社会的な行動の中で語られるものではないという絶対的な否定の考え方がありました。そしてそれは単なる考え方ではなく、科学的検証もしているのだという主張でありました。本質的に一人ひとりの可能性ですとか、生存権、生活権というものを考えてきた私としては、その違う領域の方たちとのディスカッションといえますか、お互いの領域を認め合つての何か組み立てをするということが、容易にできるものではないなということをあらためて考えているこの半年ほどです。

この本質ということをもう少し自分なりにうまく理解し説明することができれば、その他領域の方たちに社会福祉の本質、そして機能ということ

で承認していただけるのかなと考えている最中です。

秋元：ありがとうございました。

そういう領域間の議論をするうえで、社会福祉の本質とは何なのかとか、機能とは何なのかということのをそれなりにわきまえておく必要が、少なくともあつて、そのことをしないと有意義な分野をまたがる議論というのができないかもしれないというようなことをお話しいただいたですね。ありがとうございました。

そういう意味で、本質、機能ということに関連して、笹尾先生にも質問なんですけれど、これは読み上げさせてもらいます。

笹尾先生のお話からいろいろ社会福祉の在り方について考えさせられました。先生のご指摘は、まさに社会福祉の機能としての先導性、補充性の一つの証左であると考えますが、先生はこの事例を通して、社会福祉の本質をどのようにお考えになりますか、という質問なんですけれど、よろしくお願いします。

笹尾：まず質問に関してなんですけれども、社会福祉の機能の中で先導性とか、補充性があるというのは、古川先生のご著書『社会福祉の拡大と限定』という中に、歴史的、実際的には、社会福祉が先行し、先導してきた。それが社会福祉である、という理論がありますが、やはり歴史的な事実の中で、社会福祉の本質故のそういった先導性とか、補充性が、社会を動かしてきたという事実がある。今回発表させていただいた高次脳機能障害の事例も、歴史の中で、社会福祉の先導性及び補充性といった特質が、サービスの行き届かない谷間を先駆けて埋めた一例です。また、携帯電話の会社から、先見の明で高次脳機能障害の人たちに、GPS、日程のお知らせ等の機能を活用して、障害者の生活の質を高める開発をしたいというオファーがありました。企業における福祉的活動の例でしょうか。

社会福祉の先導性や補充性と企業の先見の明は、渦中にいらっしゃるご家族にとっては、同じ救いの手に見えます。しかし、社会福祉が本来向かつて行く人権尊重に向けて、何をどう先導、補充し

て行くかという本質を見失ってはならないと思います。

本質とは何かという大きな課題にお答えする力量はありませんが、福祉の現場で、社会福祉が制度の谷間を埋めつつ、その方向性が人権尊重に向かうように導いて行くことは、社会福祉研究者の責務だと考えています。

秋元：ありがとうございます。

笹尾先生には、質問というよりは、意見、感想ということになるかと思うんですけども、出されていますので、ご紹介しておきたいと思います。読み上げます。

笹尾先生が述べていた、理論の向こうに生活する人々が見えるような研究をすることの重要性を古川先生が並べていたという言葉は、まさにこのテーマに依拠する言葉だと思いました。

現場の利用者が抱える問題提起を研究者がキャッチして、どのように理論化していくのか、その過程を学ぶことができました。残念ながらお名前が書かれていないので、どなたからの質問かというのがご紹介できないんですけども、このようなご質問を出していただいております。

小林：質問いいですか。

秋元：はい。小林先生、どうぞ。

小林：これは、野口先生を通して古川先生にお伺いすることになるかと思います。

本質と機能という概念なのですが、昔読んだことのあるマルクスやヘーゲルの考え方、流出論というのだそうですが、物事には本質があってそこから現象が出てくる。つまり本質を捉えれば現象はそこから説明できるということになる。

これに対して、機能というのはそうではなくて、何かに役立つとか、何かに影響を与えるということで、そういう観点からある現象についてはある程度の説明ができるという考えだと思います。

先ほど野口先生は、古川先生が、本質が機能を統合したというようにいっておられたのですが、しかし、後のほうでは本質と機能が分かれてきたというように言われました。つまり、機能のほうから説明できないとおっしゃっている。そうする

と、古川先生は、何を統合したのかということになります。本質について、保護という言葉だけでは説明できない部分が出てきている、と言われましたが、そうすると本質と機能というのは、やはり分かれてしまっている、というのが野口先生の見解ではないかと思います。この点あについて古川先生はどういう意味で統合とおっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

関連しまして、今日の資料ですが、最初の2ページのほうに、制度、政策は岩田先生というように考えていますね。それから、アプローチのほうは、岩崎先生が機能として、制度、政策と実践を分けて議論するのはすっきりしているし、それぞれ何が大切かということとはよくわかります。

それで、古川先生がこれを統合したというふうにおっしゃって、次のページの機能と本質による社会福祉の捉え方の方をみると、最初のほうの岩田先生の本質的説明と、岩崎先生の機能の説明に対して、真ん中に古川理論を持ってきて、統合したというように書いておられます。

では、この統合したという意味は何なのか。なぜ、どのような意味で統合したことになり、何が消えたのか。

もう1つだけ言いますと、2頁目の古川先生による領域とアプローチによる固有性ですが、これだと、領域における本質的説明と機能的説明があって、アプローチにおいても本質的説明と機能的説明があるという分類になっています。これでは統合になっていないように思います。どういう意味で古川先生が統合したのかということについて、野口先生はどうお考えかということをお教えいただきたいです。

野口：ありがとうございます。これは分類じゃないかと言われますとそうなんですけれども、古川先生は、本質として「保護」と捉えていらっしゃるんですが、社会福祉は、従来、拡大傾向にあって、それだけでは捉えきれないということで、「保護」とそれ以外のものとしています。

現状の社会福祉をどのように捉えられるのかを考えられている中で、L字型構造で描かれているように、本質的な部分と他の領域との関係から生

じてくるものということで、両方が社会福祉だと捉えていらっしゃると思えましたので、本質を捉えてもいるし、一方で機能的な説明で、本質とプラスアルファで機能的な説明でも、社会福祉を捉えているということで、それを私は統合という言葉で表しましたが、そのどちらかだと、例えば本質だけだと説明しきれていない。あるいは、機能だけで説明すると、それも不十分であるということで、両方を併せ持った見方をしたと私は考えたわけです。それは、またちょっと古川先生に直接私もお尋ねしたいと思っております。

秋元：もしかしたら、「わしは、そんなこと言っていない」ということになるのかもしれませんが、古川先生のほうからコメントをお願いします。

古川：大変興味深いお話ですが、秋元先生がおっしゃるように、皆さんのお話を聞いていますと、私そんなことどこかで言いましたかねと言いたところが結句ありますね。例えば、私は本質という言葉は機能と対比させるべきものではない、本質は現象と対比させて用いるべき言葉だと理解しています。しかも、社会福祉理論史的なレベルでいうと、本質という言葉は、援助論の研究者たちは援助の仕方や技術という社会福祉の外表に現れた現象を見ているだけであって、もっと社会福祉そのものがなぜこの世の中にあるのか資本主義社会の中に登場してきたかということをお問いたださなければならぬのであって、それを問うのが本質論だという文脈での議論、端的に言えば孝橋正一の言説のなかで使われてきたという経緯があって、私はあまり使いたくないし、使ってきませんでした。

野口さんの議論には、「本質と機能」のほかに「本質と技術」という言い方もあって、よく理解できないところがあります。繰り返しになりますが、私は、あんまり本質という言葉を使いたくないので、使った記憶もないんです。

本質という言葉を使つてはいけないというわけではないのですが、私は本質という言葉を使いませんので、本質とは何かということは私が答えるのではなく、「本質と機能」という言い方でそれを使った野口さんが、私の言説を料理するにあつ

て「本質と機能」という枠のつくり方をしたのはなぜかということについて回答すべきことかと思えます。それは、私が回答すべきことではない。私としては、むしろそういうかたちで料理されることについて、異議を申し立てたいと思えます。

料理される側の魚だって、料理のされ方についていろいろ注文をつける権利があるように思いますがどうでしょう。いわんや研究上のことですからね。何か発言しようとするればそれを支える枠組みを用意しなければならないので、野口さんがある種の枠組みをつくったことについて異議を申し立てているわけではありません。野口さんが「本質と機能」という枠組みで私が書いてきたことを料理しようとしている、その料理の仕方について、私は異議がありますと言うふうに申し上げています。機能と言葉についても、一般的には構造にたいして機能という言い方になりますね。本質と機能ではない。

お話をうがっていると、全体的に、私は、そんなことを言ったかしらという部分が結構あって、気になっています。まず、社会福祉を拡大させる必要があるなどということは私は一言も言っていません。社会福祉の先行研究においては、社会福祉をほかの政策や制度とどう区別するかということをお考えしてきた、周辺の類似の施策との違いを明確化し、その固有性を明確化するというやりかたで社会福祉を把握しようとしてきました。先行研究は、そのように社会福祉を限定することによって、社会福祉とは何かを明確化し、語ろうとしてきました。孝橋さんであれ、岡村重夫さんであれ、立論の仕方は違うけれども、社会福祉を限定的に捉えようとしてきたということでは共通しています。

それに対して、近年においては、社会福祉の外周というか、外枠というか、そこがどんどん広がってきています。あるいは広げるべきだと主張されてきました。しかし、社会福祉の範囲が広がり、広げるべきだという議論が盛んになってきた。それは社会福祉の発展を物語っているかもしれない。しかし、社会福祉の範囲が広がっており、また広げるべきだというけれども、際限なく広がってしまうと、あるいは広げてしまうと、社会福祉はど

こかへ行いいてしまう、社会福祉とは何かが分からなくなってしまうのではないか。もう一度、先行研究を支えてきた研究者たちが社会福祉を隣接の施策と区別し、限定することによって捉えようとしてきたことを思い起こし、同時に、近年社会福祉が実体的に広がってきているという事実を視野に入れながら、もう一度あらためて社会福祉とは何かということを手みる必要があるのではないか。その意味で改めて限定してみる、いわば再限定が必要ではないか、私はそのように論じ、書いてきたつもりなんです。

私は、社会福祉の拡大を主張しているわけではありません。私は、誤解を恐れずに言えば、社会福祉はもっと隣接する施策に関心を広げるべきだと考えています。それは社会福祉それ自体を広げるということではありません。関心を持つ範囲についてはもっと広げたほうが良いと思っています。広げていきながら、同時に他方において、ここは社会福祉の独自の領域である、ここを外しては社会福祉ではないよという、そういう勘所をきちんと押さえる必要があるんじゃないかと思っています。そうでないと社会福祉は雲散霧消してしまうのではないか。平たくいえば、限定、拡大、そして再限定という文脈のなかで社会福祉を捉えなおす必要があるのではないか、そう言ってきたつもりなんです。

話を聞いていて、野口さんの議論には時々研究対象としての社会福祉の範囲がどうかという問題と、理論問題として社会福祉の範囲をどのように設定するかという問題が重なりあい、混乱が生じているように思います。もちろん両者は無関係ではありません。つながっているわけですが、時々そのまま重ねあわせてしまったり、別々に論じたりしているようなところがあります。そこは、きちんと区別をする必要があるように思います。

この後の話は社会学の小林先生に怒られそうなのですが、社会学では研究の対象となるのは社会の輪郭、あるいは範囲をどう設定するかという問題は、その草創の時期を別にするとあまり話題にはなりませんよね。むしろ、社会学の関心は、創設期は回って、社会を捉える視点や枠組みにある。極端な言い方をすると、視点とか枠組みの固まり

が社会学であると言っていいような印象があります。

社会福祉学は現実の政策や制度のありように引きずられますが、社会学にはそれが無い。社会学は一定の視点や枠組みが出来上がると、それがどのようなものであれ社会現象であればそこに社会学的な研究が成立する。社会学は、社会現象であればそれがどのようなものであれ見事に料理して見せます。そのことは社会学の領域には無数の連字符社会学が存在することをみればわかります。連字符社会学、ご承知ですよね。教育社会学とか、政治社会学とか、地域社会学とかがそうです。心理学にも似たようなところがありますね。

私は、非常に雑な言い方をしますが、社会福祉学にもそのような社会福祉現象を捉えるためのきちんとした視点や枠組みがけ必要ではないかと考えています。それがあれば、社会福祉の世界にどのような現象が起こってきても、それに対して一定の判断を持つことができるようになる。制度がなければ、どういう制度をつくらばいいかということについての判断とか、見通しが持てるようになるんじゃないかと思います。

ただし、社会福祉は時間軸のなかで動いていますから、それを捉える視点にも枠組みにも一定の賞味期限があります。これは避けて通れません。しかし、社会福祉学にも研究の対象である社会福祉引きずられてしまわないような視点や枠組みは必要です。私はそのように考えています。

もう1つ、原論ということですが、これについては原論をどのレベルで構成するかという問題があります。例えば社会的正義とか、社会的公正とかという、そういうレベルで熱心に議論する人たちがいて、それも一つの原論の言論ありようだと思います。また、社会構造とは何かとか、システムとは何かということについて、一般的にさまざまに議論を展開し、そこから社会福祉を演繹し、それをもって原論レベルの研究だという人たちもいます。しかし、私はそういう方法にはあまり関心がありません。もう少し具体的に、社会福祉に近いところで社会福祉とは何かということを考えています。社会福祉の世界で起こったこと、起こっていることを適切に分析し、あるいは、それにつ

いてのある種の判断を提供できるレベルで原論を考えるとということも可能ではないか、私はそのように考えています。その意味でも、本質という言葉は使わなくてもいいかと思っています。社会福祉と呼ばれているさまざまな現象を捉えるために、どういう視点と枠組みを設定して、どういう捉え方をしていけばいいのか、そのことを中心に考えてきました。

笹尾さんが言っているのも、そういうことだろうと思うんですけども、社会福祉なりの独自の物の見方や考え方があると、足りないところをどういうふうに補っていったか、いったらいいかっていうことを知ることができて、そのことを結果として、発達障害の皆さん方に対して、ある一定の範囲で有効性を持つと思われる施策をつくる運動が起こったり、それぞれの努力が行われて、それでできあがったという、そういうことを言いたいんじゃないかなというように受けとめました、違いますかね。

西田さんの意見は、要するに社会福祉の全体像をつかまえるときには、情報という観点から捉えることが有効だということですね。それはそうです。情報というものの持つ意味については誰しも異論はないと思います。西田さんの議論はそのような情報一般の議論ではなくて、社会福祉自体が、どういう在り方で、どういう構造を持っているかといいますか、そういうことを踏まえて、情報というものの分類とか、位置付けとか、意味付けとか、そういうことをすべきではないかということ、そういうことを主張しているのであろうと思います。そういう視点は必要もあるし、意味があると思います。しかし、そのことを主張するために私が書いてきたものをいろいろと使っておられるけれども、少々頼りすぎじゃないですかね。そういう印象があります。その意味では、私が書いてきたことを踏み台にして、自分の枠組みを整備し、その上に立って情報という視点から社会福祉の全体像について議論をしてみる、そうかたちで話が出てくれば、面白かったんじゃないかと思います。

最後になりますが、皆さん方のお話を聞いてみると、私自身に反省する点が多々あることを感じます。なかなかきちんと理解してもらえないよう

な言い方でしか物事が言えていないということを考えさせられています。今後どれほどの時間が残されているか分かりませんが、もう少しきちんと理解していただけるように修正を加えつつ、再度トライしてみたいと思っていますところですが、現実には残りの時間はあまりなさそうです。

むしろ、私は、皆さん方に料理の仕方について非常に荒っぽい板と包丁と多少のノウハウをガイドしただけで終わってしまいましたので、この後は皆さんがご自分たちでももう少しきちんとしたまな板に作り直し、包丁を研ぎ、味付けや盛りつけの仕方についても、きちんとしたルールに従って体系化するという、そういう作業をぜひやっていただければと思います。そのことをお願いして終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

秋元：古川先生ありがとうございました。久しぶりに教育的指導の効いたお話をありがとうございました。

以上、予定していた時間いっぱいになってきました。本日は、3人の先生方、どうもありがとうございました。あらためて拍手をお願いいたします。